

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地

東部方面会計隊本部業務科長 浅川 昇

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間	備考
L T E 音声システム借上役務	仕様書のとおり	1	ST	陸上自衛隊朝霞駐屯地	6. 4. 1～6. 9. 30	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 6 年 3 月 13 日（水）10 時 10 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、F A X による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
- (2) 契約金額が50万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略する。
- (3) 適用する条項
ア 基本契約条項：「賃貸借契約条項」
イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 契約の締結

契約の締結は令和6年4月1日とする。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は3月12日（火）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。
初度入札において郵便により参加する場合は、3月12日（火）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時： 令和6年3月15日（金） 15時40分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、3月15日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：中尾（内線 5413）
T E L：048-460-1711（内線 5413） F A X：03-3924-4312（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面総監部 防衛部 システム通信課 担 当：木村（内線 3167）

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
LTE音声システム借上役務	31	
	作 成	令和6年2月24日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	東方総監部システム通信課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東部方面総監部等が使用するLTE音声システムの借上役務について規定する。

1.2 用語及び定義

- a) この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。
- b) この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- c) LTE

LTEとは、Long Term Evolutionの略であり、第3世代携帯電話（3G）の拡張版である。
データ通信をさらに高速化した通信規格の1つを指し、この通信規格に基づく通信回線をいう。

d) 閉域LTE回線

閉域SIMカード、RADIUSサービス及びユーザ認証方式により実現する、インターネット
に接続しないLTE回線をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成
すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

b) 法令等

- 電波法（昭和25年法律第131号）
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第1号
（令和元年5月7日）]
- 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁
（事）第3号（平成31年1月9日）]
- 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について
（通知）[装プ武第188号（平成31年1月9日）]

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応
について（通知）[装管調第807号（令和3年1月21日）]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本製品は、“電波法”及びその関係諸法規に適合するものとする。
- b) 本製品は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に規定されているものは、適合するものとする。
- c) 本製品は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本製品のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- d) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。
- e) 本製品を構成する各機器は、当該製品カタログに規定する所定の機能・性能を有するものとする。
- f) 契約の相手方は、記憶装置を持つ機器を廃棄、返却、修理などのため、官側の施設から持ち出すに当たり、記憶装置領域全体をソフトウェアなどによって、重ね書き（無意味な文字・数字・記号を含む。）を2回以上実施することでデータ消去できるものとする。また、当該実行を確認できる機能をもつものとする。

なお、重ね書きによらない場合は、官側の立会によって消磁又は破壊するものとする。

- g) この仕様書で規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、借上品目表による。

2.3 性能等

性能等は、借上品目表による。

2.4 付属品

付属品は、借上品目表による。

2.5 納地

納地は、借上品目表による。

2.6 借上役務期間

借上役務期間は、借上品目表による。

3 品質保証

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、応札（見積）予定の製品概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.3 本契約履行の実施体制

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議しなければならない。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 前記a)の業務従事者が、この契約の履行で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記 b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

4.4 据付・調整等

据付及び調整等は、次による。

- a) 製品の搬入、据付及び調整は、借上役務場所において契約の相手方が実施するものとする。
- b) 製品の撤去は、官側からの要請後速やかに検査官の立会いの下、製品を点検した後、撤去するものとする。

4.5 試運転・技術指導

契約の相手方は、据付後、検査官の立会いの下、取扱い・操作について必要な技術指導を行うものとする。

4.6 保守

保守は、次による。

- a) **機能保証** 契約の相手方は、設置場所において目的の機能・性能を発揮し得る状態に保つことを保証するものとする。
- b) **保守サービス体制** 契約の相手方は、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧又は保全の措置を採り得る保守サービス体制を確保するものとする。
- c) **障害対応** 契約の相手方は、障害対応として次の事項を官側と調整し、実施するものとする。
 - 1) 何らかの不具合が生じた場合は、速やかに不具合の原因を探索し、特定するものとする。
 - 2) 不具合の原因がソフトウェア及びハードウェアの設定にある場合は、ソフトウェアの再インストール、再設定などを行い、速やかに障害から回復させるものとする。
 - 3) 交換、調整などが必要な障害が発生した場合は、速やかに構成品若しくは部品の交換又は構成品などの調整によって、障害を除去し機能を回復させるものとする。
 - 4) 障害発生時及び障害対処完了時における官側への報告を実施するものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。

なお、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用するものとする。

- a) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.8 借上役務期間終了後の処置

借上役務期間終了後、契約相手方は速やかにLTE音声システムによる借上役務期間中の情報を破棄するものとする。

4.9 不具合などの処理

本契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官の指示を受けるものとする。

4.10 無償貸付

契約相手方は、官側より防整情第15558号（令和2年9月30日）別冊「情報保証に関する情報システム技術基準」の無償貸付を受け、官側との調整の上で技術的な基準を満たすものとする。無償貸付の細部については、GLT-CG-Z000001の5.2～5.8による。

4.11 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

借上品目表

調達要求番号	4PLF1AS3039	仕様書番号	31
調達要求年月日	令和6年2月24日	作成年月日	令和6年2月24日
物品番号等		作成部隊等名	東方総監部システム通信課

1 借上品目

借上品目は、次によるものとする。

番号	品名	規格	調達数量
1	サーバ	IPトランシーバ用端末20台同時に通信処理を行うことができ24時間運営が可能なサーバ	2
2	端末装置	IPトランシーバ用アプリをインストールした端末、又は他社製品を含む同等品以上のもの	20
3	表示用PC	TOSHIBA dynabookB55/D、又は他社製品を含む同等品以上のもの OSはWindowsを搭載し当該システムの機能発揮できること。 位置情報を表示できること。 ※付帯内容：Microsoft OFFICE 365、セキュリティワイヤー、データ消去ソフト、リカバリーソフト、ウイルスチェックソフトインストール済み、CD-ROMドライブ付	1
5	閉域LTE回線月額利用料（6ヶ月）	サーバ、端末装置及び表示用PCに適用するものとする。	1
7	閉域LTE回線200Mシェアプラン（6ヶ月）	サーバ、端末装置及び表示用PCに適用するものとする。	23
8	サーバーセキュリティソフト	サーバに適用するものとする。Tomasz Kojm Clam AntiVirus、又は他社製品を含む同等品以上のもの	2
9	モバイルセキュリティソフト	端末装置に適用するものとする。AVG Technologies AVG、又は他社製品を含む同等品以上のもの	4
10	PCセキュリティソフト	表示用PCに適用するものとする。Microsoft Windows Defender、又は他社製品を含む同等品以上のもの	1

注）この借上品目表に記載した製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- サーバは、閉域LTE回線を用いて端末装置の音声及びメールを送受信するとともに、通信の暗号化（暗号化アルゴリズムAES128以上の強度）が可能であり、他のシステムからの通信を禁止するもの。
- 端末装置は、閉域LTE回線を用いて多所1系の音声通信が可能であり、スイッチ押下で音声及びメールを発信するとともに、通信の暗号化（暗号化アルゴリズムAES128以上の強度）が可能であり、他のシステムからの通信を禁止するもの。
- サーバ、端末装置及びPCには以下のアプリを実装する。

- ア 閉域網間での電話機能
- イ IPトランシーバ (PTT)
- ウ グループチャット
- エ 画像伝送
- オ 位置情報共有
- カ 官側の指示する地図データ

(4) 表示用PCは、閉域LTE回線を用いて接続端末のメールを送受信するとともに、通信の暗号化(暗号化アルゴリズムAES128以上の強度)が可能であり、他のシステムからの通信を禁止するもの。

3 付属品

付属品は、次によるものとする。

番号	品 名	数 量	規 格
1	LTEルータ	3	サーバ及び管理用PCに適用するものとする。
2	モバイルバッテリー	20	端末装置に適用するものとする。
3	イヤホン	20	端末装置に適用するものとする。
4	ケース	20	端末装置に適用するものとする。

4 納地

朝霞駐屯地

5 借上役務期間

令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)

6 仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊朝霞駐屯地 電話 048-460-1711

東部方面総監部防衛部システム通信課 担当 木村 太一(内線3167)